

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野4：国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

中期目標

- 1 テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。
- 2 国際組織犯罪に対処するため、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。
- 3 テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際的なテロ対策協力の強化

- テロ情勢やテロ対策協力等に関し、関係国とテロ対策協議を実施した（過去3年度：8件）。
- 国連のテロ対策の枠組みや有志国会合に出席し、国際的な連携や取組の強化に貢献した。
- 2023年3月及び10月、G7議長国としてローマ・リヨン・グループを本邦で主催、テロ・組織犯罪分野の新たな課題等に対峙していく上でG7の更なる連携を確認した。
- 2023年10月、GIFCTと連携し、オンライン・テロに関するワークショップを本邦で開催した。
- 2024年2月、南アジア及び東南アジア地域よりテロ事案の捜査・訴追に従事する検察官及び警察官を招聘し、法の支配に関するワークショップを国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）及び国際司法・法の支配研究所（IIJ）と共催した。
- コロナ後、令和4年度からイスラム学校教師招へい事業を再開・実施した（過去3年度：2件）。
- 2023年10月のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けて、G7と連携して、ハマス関係者に対する資産凍結等の措置を実施した。
- FATF等の会合に出席し、マネーローダリング・テロ資金対策における国際的な連携や取組の強化に貢献した。

今後の方向性

- テロを巡る最新状況やテロ対策のフォローアップも含め、関係国との意見交換はテロ対策に関する政策立案の基本となるため、テロ対策協議を今後も継続していく。
- 国連のテロ対策の枠組みを通じて、テロ対策分野での連携が強化され、また、右はG7会合の成果文書に反映されていることから、引き続きG7との連携等を通じて、テロ分野における脅威（オンライン上のテロコンテンツの拡散や、AIの悪用への対応等新たな脅威を含む）に対応する。
- 各ワークショップは関係国際機関との連携を強化するのみならず、我が国の政策の具現化（法の支配の推進）に寄与することから、適切なテーマで今後も継続して実施する。
- イスラム学校教師招へい事業は、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化であり、参加者から異文化・異宗教間における理解増進に寄与しているとの評価があることから、より良いプログラムを立案しつつ、継続して実施する。
- 国際的なテロ資金供与対策の重要性に鑑み、関係省庁やG7との連携を通じて、引き続きテロリスト資産凍結等の措置を講じていく。
- FATFの要請に対応し、テロ資金対策及び拡散金融対策を適切に実施していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

国際組織犯罪対策における国際協力の進展

- 京都 kongress の成果のフォローアップとして、国連犯罪防止刑事司法委員会への決議案提出、ユースフォーラム開催等を毎年度実施した。
- サイバー犯罪条約（ブダペスト条約）関連会合、国連腐敗防止条約締約国会合、G20腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に出席し、サイバー犯罪対策、腐敗対策、薬物対策等の推進・議論に貢献した。
- 国際移住機関（IOM）への拠出を通じて人身取引被害者の帰国・社会復帰支援活動を実施。2021年から2023年の3年間で19人の帰国・社会復帰支援が実現した。
- 国連サイバー犯罪条約交渉に積極的に参加。副議長として尽力した。

途上国等に対する能力向上支援の強化

- 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（ICPO）を通じ、東南アジア・大洋州・南アジア諸国・ウクライナ等を対象としたテロ・暴力的過激主義及び国際組織犯罪対策に係る能力構築支援（研修や機材供与等）のため、総額約4,830万米ドルを拠出、対象国法執行機関等のテロ・国際組織犯罪対策能力向上に繋がった。

今後の方向性（続）

- 我が国が主催した京都 kongress のフォローアップを着実に実施し、法の支配と推進を具現化するため、引き続き当該委員会との協力を進める。
- 薬物、腐敗等の国際会議に積極的に参画し、これらの分野における国際的な取組の推進に寄与する。
- IOMへの拠出は、人身取引議定書の履行及び我が国の「人身取引対策行動計画2022」達成のための施策であり、引き続き実施していく。
- 国連サイバー犯罪条約については、交渉が継続しているところ、その成立に向け、同条約交渉に副議長として引き続き尽力する。

- テロや国際組織犯罪の手口が巧妙化する中、外交政策の一つである「法の支配」推進のため、アジア・太平洋地域を中心に、テロ対策・国際組織犯罪対策分野において、現場のニーズに基づき、専門的な知見を有する国際機関を通じ、法執行能力強化支援を引き続き実施する。

評価結果

国際的なテロ対策協力の強化については、特に関係国とのテロ対策協議を重視しており、参考指標に記載したとおり年々実施件数を増加し、結果として過去3年において8件実施した。これにより、テロ情勢やテロ対策協力等に関する意見交換や情報共有を通じた関係国との協力を強化できた。また、G7議長国としてローマ・リヨン・グループを本邦で主催し、関連機関を招聘し、テロ対策・国際組織犯罪対策分野の新たな脅威や課題について広く意見交換を行い、更なる連携を確認した。また、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化として、イスラム学校教師招聘を実施、宗教間対話等を通じた相互理解を進展させた。IIJとのワークショップでは、UNAFEI（法務省）とIIJが講師を務め、東南アジア諸国の刑事司法関係者を対象に、テロ事案の捜査・訴追における電子証拠の活用等を含む能力構築に向けたセミナーを実施し、法の支配の普及に尽力した。途上国等に対する能力向上支援強化については、当初予算及び補正予算を活用し、対象国の法執行機関へのテロ・国際組織犯罪対策能力向上のための支援を実施し、様々な課題に対処するための支援を行うことができた。国際組織犯罪対策に関する国際協力については、各種会合における決議案交渉への参画や我が国の取組に関するインプットを通じ、国際的な議論に積極的に参画した。また、サイバー犯罪に対する国際的な連携を強化するため、国連サイバー犯罪条約の交渉において我が国から副議長を輩出し、コンセンサスによる成立に向けた積極的な議論に貢献した。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織犯罪に対処し、G 7 伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。

参考：国際テロ・組織犯罪対策に関する協議、招へい事業、ワークショップ等の開催実績			
	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 有志国とのテロ対策協議の実施 (単位：実施相手国数)	(1) 1か国 (オンライン)	(1) 2か国 (対面)	(1) 5か国 (対面)
(2) UNODCとの戦略対話の実施 (単位：実施回数)	(2) 1回	(2) 1回	(2) 1回
(3) 国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップの開催 (単位：招へい者数)	(3) 0名 (注1)	(3) 0名 (注1)	(3) 12名
(4) 「イスラム学校教師招へい」事業 (単位：招へい人数)	(4) 0名 (注1)	(4) 20名	(4) 6名
(5) その他セミナー／ワークショップの開催 (単位：実施回数)	(5) 0回 (注1)	(5) 0回 (注1)	(5) 1回 (注2)

(注1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催ないし実施見送り。

(注2) GIFCTオンライン・テロに関するワークショップ